

令和 5年 6月 17日

自治会長 各位

大和市自治会連絡協議会
会長 大山 優

令和6年度一般コミュニティ助成事業について(依頼)

日頃より、自治会連絡協議会の活動への深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、自治会連絡協議会では一般財団法人自治総合センター(以下「センター」といいます。)の実施する令和6年度一般コミュニティ助成事業の活用を希望する自治会を募集し、市へ申請を行う予定です。

センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業を実施しています。この事業は、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成を行うことで、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

については、令和6年度の一般コミュニティ助成事業について、各自治会からの申請希望の受付を以下のとおり行いますので、事業の活用を希望する団体は、提出期限までに自治連事務局へ提出書類一式を提出してください。

※生活あんしん課コミュニティ助成のホームページから様式をダウンロードできます。

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/64/jichikai/20050.html>
大和市ホームページ「トップページ」→「行政・くらし」→「くらし・環境」→「自治会」
→「コミュニティ助成事業について」

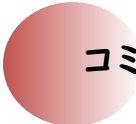


1. 助成内容	自治会活動に直接必要な備品(防災備品、コロナ関連備品は除く)、設備等(建築物や消耗品は除く)の整備に関する事業 【参考】令和5年度分に大和市で助成決定を受けている備品(抜粋) ・やぐらステージ、紅白幕、提灯 ・会議用テーブル、ミーティングチェア、ワイヤレスアンプ、プロジェクター、トランシーバー、空気清浄機 ・ノートパソコン、プリンター、アンプ、マイク、リアカー、エアコン、パーソナルカラオケ、ベンチ ・フォールディングテーブル、ミーティングチェア、ミーティングチェア専用台車
2. 助成金額	100万円以上250万円以下の10万円単位 ※見積の合計金額(税込)が100万円以上となる必要があります。
3. 提出物	①申請希望書(生活あんしん課の窓口、HPにて配布)、②見積書、③カタログ(カラー)、④自治会の規約、⑤役員名簿、⑥令和5年度事業計画書及び予算書、⑦使用承諾(土地、建物の所有者が自治会でない場合に賃貸借契約書や使用許可書などが必要で す。)

4. 提出方法	自治連事務局窓口へ直接提出または郵送
5. 提出期限	令和5年7月31日(月)必着
6. 備考	<p>申請が複数の場合は、自治連で順位を付けたうえで、市へ提出します。</p> <p>※R5年度分は市内の5自治会から申込があり、4自治会助成対象決定されています。</p> <p>※R5年度分で申込をして助成決定されなかった1自治会については、R6年度分については申込順位が優先されます(R4.8の自治連定例会にて確認済)。</p>

※事業についての詳細はセンターの特設ページ(<https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>)をご覧ください。

※自治会からの申請内容はセンターで対象資格、申請内容を厳正に審査され、助成対象団体が決定されます。市からセンターへ申請したとしても必ず助成対象となるとは限りません。また、センターの都合で令和6年度に本事業が実施されない場合や、事業内容等に変更が生じる可能性がありますので、予めご了承ください。



コミュニティ助成事業補助金（宝くじ助成）



補助金の対象団体		自治会連絡協議会と前年度に行う事前協議													
・自治会、連合自治会 (資格審査で対象と判断された団体)		前年の7月末までに申請希望書一式を自治連事務局へ提出してください。													
補助金の概要															
・一般財団法人自治総合センター（以下「センター」といいます。）が実施する備品、設備等への一般コミュニティ助成（宝くじ助成）について、助成対象団体となった自治会に対して、助成金額相当分の補助金を交付します。															
補助金額															
・100万円～250万円 ※10万円単位の交付になります。															
留意事項など															
<ul style="list-style-type: none"> ・申請が複数の場合は、自治連で優先順位を付け、市へ提出します。 ・申請内容はセンターで対象資格、申請内容を厳正に審査され、助成対象団体が決定されます。市からセンターへ申請したとしても必ず助成対象となるとは限りません。 ・建築物は対象外です。（基礎工事の伴わない簡易な倉庫等は、同時に整備する備品を保管する目的のものに限り対象となります。） ・トイレや畳、カーペットなど、建物と実質一体とみなせるものは対象外です。 ・既存の設備等の修理、修繕、撤去は原則対象外です。 ・詳細はセンターのHP (https://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity) をご覧ください。 															
交付申請書の提出時期		実績報告の時期								補助金の交付時期					
提出書類		提出書類								提出書類					
4月～12月頃まで		決定通知書到達後から1月中旬								請求書を提出後、約30日後					
<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業申請書、計画書、予算書 ・見積書、カタログ等 ※提出書類は、補助内容により異なります。		<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実績報告書、収支決算書 ・納品完了後の写真、領収書、使用承諾書の写し等 ※提出書類は、補助内容により異なります。								<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・委任状（申請者と振込口座の名義が異なる場合） ※概算払い（補助金の前払い）が可能です。					
年間予定	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
助成対象団体決定		★													
申請書の提出			→												
実績報告の提出時期			→												

